

知多北部広域連合公告第33号

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、書類は、知多北部広域連合事業課において保管し、いつでも交付する。

令和8年7月10日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

送達を受けるべき者		送達を受けるべき 書類
氏 名	最 終 住 所 地	
前田 幸治	名古屋市南区元塩町4丁目15番地 ウイング大江川A棟221号	令和7年度介護保険料額変更通知書

備考 送達を受けるべき書類は、介護保険法第143条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、公告の日から起算して7日を経過したときに、送達を受けるべき者に送達したものとみなされる。